

○益田市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成29年10月6日

益田市告示第239号

益田市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年益田市告示第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第56条第1項の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）

に対する指導監査に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（指導監査の目的）

第2条 指導監査は、法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）、社

会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）及

び社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）（以下「関係法

令」という。）に基づき厚生労働省が発出する通知に定める法人の運営及びそ

の社会福祉事業の経営において遵守すべき事項について、その実態を確認し、

及び必要な助言、指導等を行い、法人の適正な運営及び健全な事業経営を確保

することを目的とする。

（指導監査の方針）

第3条 指導監査は、関係法令に定めるもののほか、社会福祉法人指導監査実施

要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0247第7号・社援発0

427第1号・老発0247第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・

援護局長及び老健局長連名通知）の別添社会福祉法人指導監査実施要綱（以下

「国実施要綱」という。）、当該国実施要綱の別紙指導監査ガイドライン（以

下「ガイドライン」という。）並びに厚生労働省から発出される法人の運営及

び事業経営に係る通知（以下「関係通知」という。）に定めるところにより実

施するものとする。

2 前項の指導監査の実施に当たっては、同項に定めるもののほか、過去の指導

監査の結果その他の法人の運営又は事業経営の状況を勘案し、効率的かつ重点

的に行うものとする。

（指導監査の類型等）

第4条 指導監査の類型は、一般監査及び特別監査とし、その実施の時期は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般監査 第7条第1項の規定により策定する指導監査の実施に係る計画に定めるところにより、定期に行う。

(2) 特別監査 その運営又は事業経営に重大な問題を有し、又は不正若しくは著しい不当が生じていると疑われる法人がある場合に、随時に行う。

(指導監査の実施基準)

第5条 前条に規定する一般監査は、法人が該当する別表に掲げる要件に応じた次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める基準により実施するものとする。

(1) I区分法人 1の年度につき1回以上

(2) II区分法人 3の年度につき1回

(3) III区分法人 4の年度につき1回

(4) IV区分法人 5の年度につき1回

2 前条に規定する特別監査は、法人が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に随時実施するものとする。

(1) 運営又は事業経営に重大な問題を有し、又は不正若しくは著しい不当が生じていると疑われるとき。

(2) 指導監査において、重大な問題又は不正若しくは著しい不当が認められたとき。

(3) 監査の結果に基づく指導に対し、一定の期間を経過しても、なお当該指導事項に係る改善が図られないとき。

(4) 正当な理由なく実地による指導監査を拒否し、又はこれに基づく改善の指導に従わないとき。

(指導監査の実施方法)

第6条 指導監査は、法人の事務所及び施設（以下「事務所等」という。）において、法人の代表者、理事等の役員及び職員並びに当該法人の関係者であつて市長が必要と認める者（以下「役職員等」という。）から当該法人の運営及び事業経営の状況について必要な事項を聴取し、及び帳簿書類その他の関係書類を検査するほか、必要に応じて関係施設、設備等を確認する方法により行うも

のとする。

- 2 特別監査の実施に当たっては、前項のほか、当該法人の運営若しくは事業経営に係る問題又は疑われる不正若しくは不当に関し、その事実及び原因を把握するための必要な調査を行うものとする。

(指導監査実施計画)

第7条 市は、第5条に規定する指導監査の実施基準並びに国実施要綱、ガイドライン及び関係通知、前年度の指導監査の状況その他の必要な事項を勘案し、毎年度、指導監査の実施に係る計画（以下「指導監査実施計画」という。）を策定するものとする。

- 2 前項の指導監査実施計画には、当該年度に実施する指導監査に係る次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 重点指導監査項目
- (3) 指導監査の対象とする法人及びその指導監査実施形態
- (4) 実施時期
- (5) 監査調書
- (6) その他必要な事項

(指導監査の実施通知)

第8条 市長は、前条の指導監査実施計画に従い指導監査を実施するときは、当該実施する日の1月前までに、当該実施に係る法人に対し文書で通知するものとする。

- 2 前項の法人に対する通知には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査を実施する職員（以下「指導監査職員」という。）の氏名並びに所属及び職名
- (4) 出席又は立会いを求める役職員等
- (5) 検査を行う帳簿書類その他の関係書類（事前の提出を求める書類がある場合には、指導監査を実施する日の14日前までに当該書類を提出する旨）
- (6) 前号のほか、指導監査の実施に際し準備すべき資料その他必要な事項

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、その運営又は事業経営に特に不適切な事由があると推察される法人に対する特別監査を実施する場合であって、当該実施の1月前までに通知を行うことによって指導監査の目的を達成することが困難となるおそれがあると認めるときは、当該通知の期限を短縮し、又は通知を行わずに指導監査を実施することができる。

(指導監査の体制)

第9条 市長は、指導監査の実施に当たって2名以上の職員にこれを命ずるものとする。

(指導監査の結果に係る指導等)

第10条 前条の規定により指導監査の実施を命じられた職員(以下「指導監査職員」という。)は、指導監査の終了後、法人の事務所等において、当該法人の役職員等に対し当該指導監査の結果について講評を行うものとする。

2 市長は、指導監査職員による指導監査の結果の報告において、法人の運営又は事業経営について、関係法令の規定又は国実施要綱、ガイドライン若しくは関係通知の定め(次項において「関係法令の規定等」という。)に反する事項があると認めるときは、当該事項の改善のために必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるよう文書で指導するものとする。ただし、当該違反の程度が軽微である場合、又は指導を行わずとも違反に係る事項の改善が見込まれる場合(前項の講評による改善が見込まれる場合を含む。)は、文書による指導に替えて、口頭によりこれを行うことができる。

3 市長は、関係法令の規定等に反する事項が認められない場合において、法人の運営又は事業経営に資する事項があるときは、助言を行うことができる。

4 市長は、前各項の指導監査の結果について、指導監査改善状況管理台帳(別記様式)を整備し、指導に係る改善の状況を、経年的に記録するものとする。

(改善措置等)

第11条 市長は、前条第2項の規定による改善措置に係る指導を行った法人に対し、1月の期限を付して改善状況の報告を求めるとともに、当該報告に基づく改善状況の確認を行うものとする。この場合において、当該指導に係る事項の改善が1月以上を要するものであるときは、速やかに改善に向けた計画を提示させ、当該計画に係る指導及びこれに基づく改善の求めを行うものとする。

2 市長は、前項後段の規定による指導によっても改善が図られない法人及び指導監査において重大な問題が認められた法人に対しては、第5条第2項の規定により、当該指導に係る改善又は問題の解消が図られるまで、重点的かつ継続的に、特別監査を実施するものとする。

3 市長は、前項の規定による特別監査による指導を行っても、なお当該指導事項に係る改善が行われない場合は、当該法人に対し、法第56条第4項若しくは法第58条第2項の規定による勧告、法第56条第5項の規定による公表、同条第6項若しくは第58条第3項の規定による命令、法第56条第7項の規定による勧告又は同条第8項の規定による命令を行うものとする。

(社会福祉法人指導監査連絡会議)

第12条 指導監査の実施に係る重要な事項について審議させるため、福祉環境部に益田市社会福祉法人指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置くものとする。

2 連絡会議は、指導監査の実施に係る次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 第7条第1項に規定する指導監査実施計画の策定に関すること。

(2) 重大な関係法令の規定に対する違反に係る法人に対する指導に関すること。

(3) 前2号のほか、指導監査の円滑な実施に関し必要なこと。

(指導監査の結果の公表)

第13条 市長は、法人の運営の適正化及び事業経営の健全化並びにこれらによる福祉サービスの向上に資するため、法第56条第5項の規定による指導監査における指導事項の改善が行われない法人の公表のほか、年度ごとの指導監査の実施状況及び結果について、市ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の益田市社会福祉法人指導監査実施要綱の規定によりなされた指導その他の手続は、この告示による改正後の益田市社会福祉法人指導監査実施要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

区分	要件
I	次の各号のいずれかに該当する法人 (1) 設立の日から2年を経過していないもの (2) 前年度において、特別監査を受けたもの (3) 前回の指導監査において、運営及び事業経営に関し問題を有すると認められたもの (4) 前年度以前の指導監査の結果に基づく改善措置の指導に対して、当該改善措置を講じていないもの (5) その他区分IIから区分IVまでの区分による指導監査の実施が適さないと認められる事由があるもの
II	関係法令の規定等に照らし、その運営及び事業経営に関し重大な問題を有しないと認められる法人であって、区分III及び区分IVに該当しないもの
III	関係法令の規定等に照らし、その運営及び事業経営に関し重大な問題を有しないと認められる法人であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、区分IVに該当しないもの (1) 運営及び事業経営に対する苦情解決の取組を適切に行い、かつ、次のアからエまでに掲げる取組のいずれかを行っているもの ア 提供するサービスに係る第三者評価を受け、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努める取組 イ 経営する施設に係るISO9001の認証を受ける取組 ウ 地域社会に開かれた事業運営の取組 エ 地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動の取組 (2) 公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人の支援を受け、こ

	<p>れらが作成する報告により、財務状況の透明性及び適正性並びに適切な経営体制の整備及び運用が確保されていることが確認できるもの</p>
IV	<p>関係法令の規定等に照らし、その運営及び事業経営に関し重大な問題を有しないと認められる法人であって、公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人の支援を受け、これらが作成する報告により、財務状況の透明性及び適正性並びに適切な経営体制の整備及び運用が確保されていることが確認できるもの。ただし、当該報告が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。</p> <p>(1) 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき法人が設置する会計監査人（次号において「法定会計監査人」という。）による報告であって、規則第2条の30の規定に基づき作成され、無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見が記載されていること。（当該除外事項について、既に改善がされていることが確認できる場合に限る。）</p> <p>(2) 法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査において作成される報告であって、無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見が記載されていること。（当該除外事項について、既に改善がされていることが確認できる場合に限る。）</p>

指導監査改善状況管理台帳

法人名 _____

No. _____

指導担当職員 ・対応者	年度	年度	実施年月日	年 月 日	改善報告受理年月日	年 月 日	備考
	監査種別		結果通知年月日	年 月 日	改善報告承認年月日	年 月 日	
	是正改善指示事項			是正・改善の状況		今後の指導方針等	
	【法人本部】				確認日		
	●文書で措置状況の報告を求めた事項				確認者		
	1						
	2						

別記様式（第10条関係）